

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣真矢 ほか7名

被告 国

証拠説明書 (甲A347～359)

2023(令和5)年5月22日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上杉 崇子

同 寺原 真希子

ほか

号 (甲A)	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
347	風間孝、赤枝香 奈子、河口和也 「意見書」	2022・4・20	風間孝 赤枝香奈子 河口和也	(甲A174号証意見書を提出した風間氏及び赤枝氏に加え社会学研究者である河口和也氏が、上記意見書と同様の社会的見地から、同種事件令和3年3月17日札幌地方裁判所判決の評価すべき点と問題点を論じた意見書)。 ・同性愛が精神疾患とされる以前から、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

				<p>男色ないし同性愛に対する否定的評価が存在した事実（4頁）。</p> <ul style="list-style-type: none">・札幌判決が述べる婚姻の目的・本質に関する法解釈は、婚姻をめぐる社会状況やその変化の事実と合致していること（8頁）。・性的マイノリティを規範から外れているとみなす社会では、当事者が自らに向けられた偏見を正すために声をあげ、民主主義のプロセスをとおして差別を解消することが困難であり、司法の役割が重要であること（12頁～15頁）。・札幌判決が、裁判所として、同性愛者のカップルが法的利益を享受するにあたって、圧倒的多数派である異性愛者の理解を条件としないとしたことは、社会学者として評価できること（12頁～15頁）。・同性間の婚姻が認められていないのは、同性愛が精神疾患とされたことだけによるものではなく、そのような知見が同性愛を劣った存在とする社会の意識を強化し支えたことにあると考えられること。同性愛者等に対する差別・偏見の解消は同性愛等の脱精神疾患化だけでは実現されず、同性婚を法制化するこ
--	--	--	--	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

					<p>とが大きな意味があること(21頁)。</p> <ul style="list-style-type: none">・異性間では、戦後、結婚が法律婚と同一視されていたが、同性カップルはそこから除外され同性婚の保障が必然であること(24頁)・婚姻を法律上同性の者に限る現行法はさまざまな性的少数者を排除・抑圧していること(29頁)。・日本でも、同性婚法制化の必要性を示す社会の変化が1990年代から生じていたこと(第4節)
348	依田精一『家族思想と家族法の歴史』抄本 190頁、195頁 ～198頁	写し	2004.8.1	依田精一	<p>現行憲法制定及び民法改正の当時、国民世論や帝国議会・臨時法制調査会・国会の内に、戸主権や「家」制度の廃止に反対する意見が存在したこと(190頁・196頁、197頁)。</p> <p>毎日新聞が1947年(昭和22年)3月25日に実施した世論調査において、「法律上の「家」廃止を是とする」回答が57.9%、「非とする」回答が37.4%であったこと(190頁)。</p> <p>このように家制度を容認する意識や議論がなお残存する中でも、憲法制定と憲法の要請に基づく民法の改正が実現されたこと。</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

349	内閣府「家族の法制に関する世論調査」図24 嫡出でない子の相続分	写し	2013.2.18	内閣府	<p>2012年(平成24年)12月に内閣府が実施した世論調査の結果中「嫡出でない子の相続分」についての質問に対する回答の状況。</p> <p>・最大決平成25年9月4日婚外子相続差別違憲決定の当時、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と等しくすべきであるとする国民の割合は20%台にとどまり、相続分は2分の1のままでよいとする国民の割合の方が10%程度高かったこと等。</p>
350	欠番				
351	「家族の法制に関する世論調査」図23 嫡出でない子の法律上の取扱い	写し	2013.2.18	内閣府	<p>2012年(平成24年)12月に内閣府が実施した左記世論調査の結果中の「嫡出でない子の法律上の取扱い」についての質問への回答状況。</p> <p>・同調査結果図23「「嫡出でない子の法律上の取扱いについて」によれば、婚外子の相続分を差別する民法の規定を合憲とする最高裁決定(最大決平成7年7月5日)と同じ年である平成7年6月に内閣府が実施した世論調査から、最高裁が違憲判断を下した2013年(平成25年)までの間に、嫡出でない子について「不利益な取扱いを</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

					<p>してはならない」との回答が漸次増加する一方、「正式な婚姻を保護すべきであり…不利益な取扱いをすることがあってもやむを得ない」との回答が漸次減少し、2012(平成24)年12月の調査では前者が60.8%、後者が15.4%となっていること。</p> <p>・このような状況のもと、婚外子相続分差別違憲決定は、「父母が婚姻関係になかった…子に不利益を及ぼすことは許され」ないと考えが確立されてきている旨判示し、「不利益な取扱いをすることがあってもやむを得ない」との意見を排斥したこと。</p>
352	<p>【産経・FNN合同世論調査】LGBT法案、同性婚法制化…自民支持層の過半数が賛成」(THE SANKEI NEWS)</p>	写し	2023.2.20	株式会社産業経済新聞社	<p>産経新聞社とFNN(フジニュースネットワーク)が本年2月18日、19日に行った合同世論調査の結果。</p> <p>・同性婚の法制化に賛成する回答が自民党支持層において60.3%、立憲民主党支持層において74.0%、日本維新の会支持層において86.9%、無党派層において76.3%となり、いずれも半数を大きく上回ったこと。</p> <p>・年代別では、18~29歳は91・</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

					4%が賛成と回答し、70歳以上では半数を割るものの47.0%が賛成と回答したこと。
353	2021年社会保障・人口問題基本調査 <結婚と出産に関する全国調査> 第16回出生動向基本調査 結果の概要(抄本)(1,2,6,7,9,2,93頁)	写し	2022.9.9	国立社会保障・人口問題研究所	2021(令和3)年6月に国立社会保障・人口問題研究所が実施した第16回出生動向基本調査の結果。 ・「結婚したら子を持つべき」とする意見に賛成する者の割合は、2015年の第15回調査と比較して、女性では67.4%から36.6%に、男性では75.4%から55.0%にいずれも「大幅に低下」したこと。
354	「スイスで初の同性婚喜びの挙式」(時事通信ニュース)	写し	2022.7.4	株式会社時事通信社	2022年(令和4年)7月にスイスで同性間の婚姻の法制化が実現したこと。
355	「スロベニアの憲法裁が同性婚を認めるよう法改正を命じ、結婚の平等が達成されることになり	写し	2022.7	株式会社アウト・ジャパン	2022年(令和4年)7月にスロヴェニアで同性間の婚姻の法制化が実現したこと。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

	ました」 (Magazine forLGBTQ+Al ly-PRIDE JAPAN)				
356	「キューバで 同性婚合法化、 国民投票で圧 倒的多数の賛 成」(CNN.co. jp)	写し	2022.9.27	ターナー ジャパン 株式会社	2022年(令和4年)9月にキュー バで同性間の婚姻の法制化が実現した こと。
357	ウェブサイト 「みんなのパ ートナーシッ プ制度 日本 全国の最新の 普及率・制度内 容が分かる」	写し	2023.5.14 (印刷日)	みんなの パートナ ーシップ 制度	法律上同性のカップルについて、国 の法律では婚姻が認められない中で、 少しでも婚姻に近づけて扱おうとする 取り組みが全国の自治体レベルで急速 に進んでいること。 左記日時現在において全国の人口普 及率が既に3分の2を越える68.4% に達していること。
358	「国連 LGBTの人 権に関する画 期的な閣僚級 会合」	写し	2013.9.26	Human Rights Watch	2013年(平成25年)9月26 日、国連のLGBTコアグループが主 催したLGBTの人権に関する閣僚級 会合が開催され、2008年の同グル ープ結成時からのメンバーである日本 政府も出席して、他の参加国とともに

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

					<p>に、差別的な法律を破棄し、憎悪に基づく暴力への対処を改善すると共に、性的指向と性自認に基づく差別からの十分かつ適切な法的保護を確保するよう強く求める宣言を採択したこと。このように、日本は国全体をあげて性的マイノリティの人権問題に取り組むことを宣明したこと。</p> <p>(国連 LGBTI コアグループについては甲 A 3 1 5 号証参照)</p>
359	高橋和之「立憲主義と日本国憲法 第5版」(有斐閣、2020)(抄本)145-157頁	写	2020年4月	高橋和之	<p>憲法上の個人人権は、憲法制定時点において「個人として尊重」されるといえるために不可欠と判断されたものを列挙したものであり、幸福追求権は、そこから個人人権が派生する母胎・源泉的権利であること(146頁本文5行目以下)。</p>